

告 示

埼玉県告示第七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和四年一月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

名称	所在地	廃止年月日
彩の森 草加クリニック	草加市瀬崎一―九―一	令和三年十月三十一日
ファミリークリニック 草加	草加市高砂二―一八―四一スクエアール 広瀬一階	令和三年十一月三十日
小児科林医院	狭山市入間川二―五―七―一〇一	平成二十九年二月二十八日
桶川みらいクリニック	桶川市若宮一―五―二パトリア桶川四	令和二年三月三十一日
ベニバナファミリークリニック	桶川市下日出谷九五四―五	令和三年十一月三十日
金子歯科医院	白岡市白岡一―一六〇	令和元年十二月三十一日
スカイデンタルクリニック	北足立郡伊奈町栄六―七三 二階	令和三年十一月三十日
医療法人社団 志正会 志賀歯科医院	所沢市東所沢一―二―八	令和三年十二月二十一日

順雅堂薬局	ともえ薬局	そうごう薬局 八潮店
飯能市飯能三〇五	鴻巣市人形四一六―二七	八潮市中央三一―一二―一二
令和三年十二月二十日	令和三年十一月二十一日	令和三年六月三十日